

第 1 部 都立高校改革の推進

第 1 章 都立高校改革推進計画の策定

東京都教育委員会は、生徒の多様化の進展や大幅な生徒数の減少等に対応するため、平成 9 年 9 月に都立高校改革に関する長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定しました。この計画の実現に向けた具体的な計画として、同時に策定した「第一次実施計画」及び平成 11 年 10 月に策定した「第二次実施計画」に基づき、都立高校改革を推進してきました。

第一次・第二次実施計画における施策を引き続き推進するとともに、これらの計画策定後の環境変化に対応した新たな施策を推進するため、平成 15 年度から平成 18 年度までを計画期間とする「新たな実施計画」を策定することとしました。

1 都立高校改革推進計画策定の背景

東京都においては、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけての高校進学率の上昇や昭和 30 年代後半と昭和 60 年代前半をピークとする、二次にわたるベビーブームによる高校の生徒数の急増に対応して、東京都教育委員会及び都立高校と私立高校が連携・協力して、生徒の受入れに努めてきました。

生徒の急増に対応した高校の新設等による量的な整備を図る一方、高校進学者が減少傾向に転ずる中で、東京都教育委員会は、新しいタイプの高校の設置や専門高校における学科改善など都立高校の質的充実への転換を図ってきました。

しかし、高校への進学率が 96% を超える状況で、都立高校に学ぶ生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望の多様化が一段と進み、一部には学校生活に適應できない生徒も見られ、中途退学者の増加など、新たな課題への対応が必要になってきました。

また、生徒急増期に新設された学校の施設・設備の老朽化が進み、学習環境や施設・整備の適切な維持管理が必要になっていました。

さらに、少子化の進行による平成元年度以降の長期的で大幅な生徒数の減少に対して、学級定員の段階的な減員と学級数の調整による対応を図る中で、学校の小規模化が進行し、都立高校の規模と配置の適正化が大きな課題となっていました。

2 都立高校改革推進計画

東京都教育委員会は、平成 7 年 12 月に都立高校の現状や課題等を明らかにした「都立高校白書」を公表しました。平成 8 年 2 月には、都立高校の改革に際し、都民の率直な意見を反映するため「都立高校に関する都民意識調査」を実施し、同年 4 月にその内容を公表しました。

その間、平成 8 年 1 月には、都立高校が抱えている諸課題を解決するために、「都立高校長期構想懇談会」を設置し、都立高校改革のための長期計画を策定することを目的として、将来の都立高校のあるべき姿について諮問しました。平成 9 年 1 月、同懇談会からの答申を受け、東京都教育委員会は、同年 9 月に「都立高校改革推進計画」を策定しました。同時に策定した第一次実施計画及び平成 11 年 10 月に策定した第二次実施計画に基づき、都立高校改革の推進を図っていききました。

東京都教育委員会は、第一次・第二次実施計画に基づいて、「特色ある学校づくりの推進」、「開かれた学校づくりの推進」、「都立高校の規模と配置の適正化の推進」、「教育諸条件等の整備」の 4 点を都立高校改革の基本的な方向と位置付けて改革を推進してきました。ここに定める実施計画は、これまでの第一次・第二次実施計画の成果を踏まえた都立高校改革推進計画の集大成として取りまとめるものですが、計画の策定に際して、この間の社会状況の変化や国による学習指導要領の改訂、東京都教育委員会の教育目標の改定など、都立高校を巡る環境の変化に対応して施策の内容を見直す必要が生じてきています。

3 都立高校改革推進計画の性格

都立高校改革推進計画は、都民の期待に応えるため、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする都立高校の改革に関する総合的な計画です。

都立高校改革推進計画は、平成 9 年度を初年度として、平成 18 年度までの 10 年間で計画期間としています。ただし、都立高校の規模と配置の適正化については、平成 23 年度までを視野に入れて、平成 9 年度から平成 18 年度までに、統合・改編等に着手するものを計画化しています。

都立高校改革推進計画は計画の方向とその道筋を示す「長期計画」です。長期計画の実現に向けた具体的な計画として、「実施計画」を定めています。実施計画は、公立中学校卒業生数の推計や進路希望の動向、学校の実態、社会の状況等を勘案しながら、3 年ごとに策定しています。

第一次・第二次実施計画に引き続き、第三次の実施計画を策定することとしていましたが、この間の環境変化に対応した新たな施策を含め「新たな実施計画」として策定することとしました。

都立高校改革推進計画は、都立高校全体の今後の目指すべき方向を明らかにするものであり、各学校においては、その展望と方向に沿って、自校のあるべき姿を考え、その実現のための改革・改善に積極的に取り組むことが必要です。

実施計画の区分	計 画 期 間 (注)	策 定 時 期
第 一 次 実 施 計 画	平成 9 年度から平成 11 年度まで	平成 9 年 9 月
第 二 次 実 施 計 画	平成 12 年度から平成 14 年度まで	平成 11 年 10 月
新 た な 実 施 計 画	平成 15 年度から平成 18 年度まで	平成 14 年 10 月

(注) 規模と配置の適正化の実施計画については、統合・改編等に着手する期間を示しており、検討着手から開校までに要する期間を見越して、平成 23 年度までの「計画継続期間」内に開校するものとします。